

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年9月9日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：ケニア国トゥルカナ郡カクマ市及び周辺地域の衛生サービスに係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ケニア国トゥルカナ郡カクマ市及び周辺地域の衛生サービスに係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00615

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 9 月 9 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ケニア国トゥルカナ郡カクマ市及び周辺地域の衛生サービスに係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年11月から2027年5月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払を設定します。²

具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度(2027年1月末頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 平和構築室

(3) 日程

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 9 月 15 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 9 月 16 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 9 月 28 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 10 月 2 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 10 月 16 日 11 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技

術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.cloud.microsoft/r/S8B2wbrrEi>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期

間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手続等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙3「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7 + （価格評価点）× 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ケニアには1991年以来、ソマリア、南スーダン、コンゴ民主共和国（以下、DRC）等から多くの難民が流入しており、2026年5月末時点で85万人を超える難民・庇護申請者が存在する。これら周辺国の情勢は依然不安定であるため、難民の滞在期間は30年超と長期化しており、受入国ならびに社会側の負担が続いている。加えて近年の国際的な人道援助資金の減少により受け入れ側負担は一層増大しており、ケニア政府は難民の人道援助依存からの脱却を目的に、難民の経済的自立化と難民・受入れ側双方に資する統合的な社会サービス提供体制への移管を進めてきた。2025年3月にはシリカ・プランと呼ばれる包摂化政策が正式に発足し、現在ケニア政府はドナー各国の支援を得つつ、これを鋭意推進中である。

ケニア北西部のトゥルカナ郡に位置するカクマ難民キャンプ（含むカロビエイ統合難民居住区、以下同）はケニアで2番目に多くの難民を受け入れており、2026年5月末時点で南スーダン、ソマリア、DRCを始めとする20か国以上からの約31万人の難民が居住している。同難民キャンプを含む地域は包摂化政策の下、周辺ホストコミュニティ（人口約15万人）を含めて「カクマ市」として認定されており、今後同市には難民・ホスト住民双方に対する統合的な社会サービスを提供すること、そしてその前提として特に難民を対象とするサービス提供体制を、人道支援機関からケニア政府側へ移管・統合することが求められている。

上記状況の下、JICAは多様なセクターの中で特に人々の生活に不可欠な水・衛生（WASH）分野を重視して支援を行ってきた。2023年からカクマ市を対象に実施した「ケニア国カクマ・カロビエイ周辺地域の給配水システムに係る情報収集・確認調査」を端緒に、同調査結果を踏まえ、カクマ市を管轄する給水事業体（KALWASCO）に対して基礎的な能力強化訓練を行うとともに（2024-2026）、給水施設の更新・改善を目的とした無償資金協力を国際機関（UN-HABITAT）との連携の下、実施中（2026-2029）である。

JICAはこれまで、トゥルカナ郡においてWASH分野の中でも特に給水分野を中心に支援を実施してきた。他方、トゥルカナ郡政府及びカクマ市からは、衛生分野を含むWASH全体に対する支援ニーズが示されている。また、シリカ・プラン及びカロビエイ統合型経済社会開発計画（KISED II）の下で進められている難民キャンプからケニア政府へのWASHサービス移管を持続的なものとするためには、給水分野のみならず衛生分野についても現状把握、課題分析及び将来のサービス提供体制の検討を進めることが不可欠である。このため、本調査は、トゥルカナ郡における統合的な社会サービスの向上及びWASHサービスの政府移管支援に資する基礎情報収集・確認調査として位置付けられる。

折しも2026年6月、JICAは開発途上国における衛生環境改善に積極的に取り組む本邦企業である株式会社LIXILとの連携覚書を締結し、ケニアのカクマ難民キャンプを重点連携地域の一つとして協力を進めることとなった。こうした背景を踏まえ、JICAは、ケニア政府及びトゥルカナ郡政府によるWASH分野の現状と課題の包括的な把握を支援するとともに、難民受入地域における持続的な衛生サービスモデル及び民間連携の可能性を検討する

ため、給水及び衛生分野を対象とした情報収集・確認調査を実施する。

現在、カクマ市を含むトゥルカナ郡の衛生状況は全国平均と比べると著しく劣悪である。一例として野外排せつ（OD）率を挙げると、トゥルカナ郡全体では75%以上、カクマ市を含む西トゥルカナ準郡では65%以上を示しており、ケニア全体平均の約6%と比較すると極めて高い。一方、国際人道支援機関が支援するカクマ難民キャンプ内では同数値は7%程度であり、ホストコミュニティとキャンプの間には著しい格差が存在すること、コミュニティが一旦野外排せつを脱した（ODフリー）後でも文化的、経済的、物理的等要因によりODへ回帰する傾向があることに留意が必要である。さらに住民がトイレを利用している場合でもその形式は主に「素掘り穴（ピット・ラトリン）」であるため、汚泥の引き抜きが困難である。このため適切に処理されている汚泥はホテル等商業施設、学校、病院等を発生源とするものに限られており、安全で衛生的な汚水・汚泥管理（Faecal Sludge Management: FSM）が十分に機能しているとは言えない状況である。

今後シリカ・プランの下でカクマ市が中心となって衛生分野の統合的サービスを提供していくためには、FSMを含めた衛生サービスチェーン全体の整備が必要であるが、衛生分野においては給水分野と比較して信頼できるデータ基盤が欠けている。また、様々なドナー支援により提供されている多様な改良型衛生施設（含むLIXILグループのSATOトイレ）が、物理的・経済的・文化的観点から難民・ホストコミュニティ住民に受け入れられるかも定かでない。また、将来必要とされる汚泥引き抜き型の衛生サービスに移行する際に、どのような技術・製品・サービスが現地ニーズに適合するか明らかになっていない。これらの課題に係る情報を収集・分析し、今後トゥルカナ郡政府として有すべき持続的かつ実現可能な衛生分野の統合的サービスモデルを整理する必要がある。上記背景の下、カクマ市の難民を含む衛生状況を把握し、衛生分野における統合的サービスモデルの実現に向けた民間連携の可能性・方向性を示すことを目的に、同市を対象とした情報収集・確認調査を実施する。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、シリカ・プランの推進に伴う難民キャンプと受入れコミュニティに対する統合的サービス提供とその前提となるサービス提供体制の人道援助主導からケニア側機関への移管を見据え、カクマ市を調査対象地域とし、既存衛生サービス（特に汚水・汚泥（FSM）管理）関連データの整理・分析を踏まえた課題整理を行うものである。その際、予備的な将来需要予測を行った上で、同市（都市部・農村部別）における難民とホストコミュニティ双方を含めた衛生サービス提供体制の改善策を検討し、優先整備事業を提案することを目的とする。

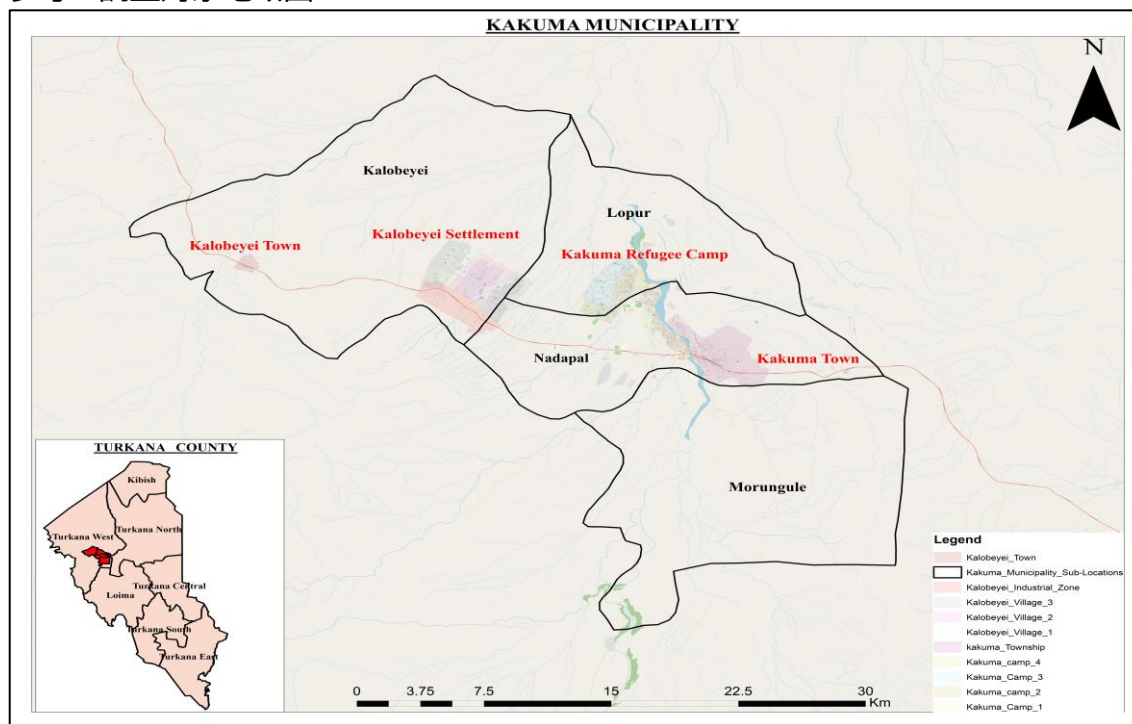
第3条 調査実施の留意事項

（1）対象地域と安全対策

本件調査の対象地域は2024年に新たに制定されたカクマ市とする。カクマ市には4つの「区」（Sub-Locations）があり、これらはカクマタウンを含むナダパル（Nadapal）、（狭義の）カクマ難民キャンプを含むロプール（Lopur）、カロビエイ統合難民居住地を含むカロビエイ（Kalobeyei）、そしてモルングレ（Morungule）である（以下調査対象地域図）。

このうち実際に現地調査を行う地域は、JICAの安全対策も踏まえカクマタウン、カクマ難民キャンプ、カロビエイ統合難民居住地に限られ、また本調査の焦点も都市化し既存の衛生サービスの主対象であるこれら地域に置くこととする。それ以外の地域（カロビエイおよび農村地域）については、既存資料の活用および現地関係者からの聞き取りによって調査を行うこととする。

参考：調査対象地域図



（２）実施中の技術協力プロジェクトとの連携

JICAは、シリカ・プランの推進を開発援助の側面から行うことを目的として難民受入れ行政を司る内務省難民支援局（Department of Refugee Services: DRS）に個別専門家（難民支援・人道と開発と平和のネクサス推進アドバイザー）を2026年6月まで派遣し、後継専門家の派遣も予定している。同専門家の活動の一環として、KALWASCOを含む給水事業体の基礎的能力強化訓練を行ってきたところである。さらにトゥルカナ郡においては技術協力「乾燥・半乾燥地域における気候変動適応力強化を通じた食と栄養改善プロジェクト」、ジョモケニヤッタ農工大学との連携を通じた現地国内研修「Enhancing the Capacity of Refugee Host Communities for Climate Resilience and Livelihood Improvement」を実施している。現地調査実施に当たっては、上記専門家、プロジェクト、カウンターパートからヒアリングを行い、カクマ市周辺地域における衛生サービスに関連する情報を効率的に入手・整理・活用すること。

（３）難民・ホストコミュニティ間格差への配慮

上述のとおり、国際人道機関が支援してきた難民キャンプと周辺ホストコミュニティとの間には衛生状況に大きな格差がある。また、現地で得られる情報・データは様々な国際機関、NGOが活動する難民キャンプに偏りがちである。しかし、今後難民およびホストコミュニティ住民に対する包摂的サービスを提供するためには、ホストコミュニティ側の課題に対してより積極的に対応することが不可欠である。調査実施に当たっては、上記格差を念頭にホストコミュニティ側の現状・データを十分に把握し、同地域の課題を難民キャンプとは別個に扱う等格別の配慮を行うことが必要である。また、優先整備事業の特定においても、難民キャンプだけでなく、ホストコミュニティにも十分裨益するアプローチの検討を行うことが求められる⁴。

⁴ 提案事項2:技術提案書では、難民及びホストコミュニティ双方の現状を適切に把握するための調査手法について提案すること。特に、サンプリング方法、定量・定性調査の組み合わせ、ジェンダー及び脆弱層への配慮、衛生サービス利用行動及びODへの回帰要因を把握するための調査アプローチについて具体的に示すこと。

（４）関係機関との連携・調整

難民キャンプを含むカクマ市での調査活動においては、UNHCR、UNICEF等の国際機関、UNHCRからの委託によりキャンプ内でWASH分野のサービス提供を行うピース・ウィンズ・ジャパン（以下、PWJ）およびその他多数のNGOと連携し、彼らの所有する情報、データを十分に活用することが必要であるが、それと同時にカクマ市を行政的に管轄するトゥルカナ郡、西トゥルカナ準郡、カクマ市、KALWASCOを中心とする地方政府および給水事業体と連携して調査を行うことが不可欠である。なお、移管プロセスに関しては、現在シリカ・プランの一部としてトゥルカナ郡政府が進めるKISED II（カロビエイ統合居住地整備計画II）の下、WASHおよび保健分野の担当者（Directorクラス）が任命され（前者は郡政府水省、後者は保健省）担当しているので、彼らとも連携・調整を図ること。

さらにドナー側では、Kenya Water, Sanitation, and Hygiene Program (K-WASH) を進める世界銀行、The Partnership to Improve Prospects for FDPs and HCs Program (PROSPECTS) を進めるオランダ等との連携・調整を図ることが重要である。

（５）サービス提供体制の移管を見据えた持続的な運営維持管理体制

現在カクマ市における衛生サービスは、カクマ難民キャンプ内はUNHCR-NGOが行い、ホストコミュニティ側はケニア地方政府が行うという並行的な体制が敷かれているが、今後は難民キャンプ内のサービス提供を徐々にケニア側に移管していくことを前提に準備が進められている。しかし、カクマ市、KALWASCOともその設立から日が浅く、その実施体制は極めて脆弱であると言わざるを得ない。またカクマ市の人口の約2/3を占める難民は人道的観点から水道料金の支払いを免除されており衛生サービスに対する料金徴収は大きな課題である。新規難民の継続的流入、受け入れ側の脆弱な体制を踏まえ、体制移管後も当面は国際社会の継続的関与は見込まれるものの、国際人道支援の動向を鑑みれば将来的にはトゥルカナ郡地方政府による統合的なサービス提供への移行は不可避であり、衛生サービスの持続的な運営維持管理体制を提案するにあたっては、これらの難民受け入れ地域の特殊事情を十分に踏まえる必要がある。

（６）現地再委託の有効活用

本業務では、現地調査の実施は現地状況に精通したローカルコンサルタント、またはNGO等（以下、現地コンサルタント）による現地再委託を活用して実施することを想定している。

なお、現地再委託調査は第一回現地調査期間中に立ち上げ、第二回現地調査期間まで継続して実施することを想定する。受注者は第二回準備作業期間中も遠隔にて再委託調査をモニタリングし、必要な追加調査及びデータ補完を行うこと。具体的な再委託業務の調査項目・内容（必要な調査機材等を含む）、再委託調査の実施スケジュールおよび費用の想定、再委託調査業務の最終化にあたり必要な現地協議・情報収集、再委託調査の品質管理の方法等について具体的な提案を行うことが求められる⁵。

（７）様々な衛生管理手段の比較検証

カクマ難民キャンプでは、様々なドナー、NGO、民間企業、慈善団体等により異なるオンサイト衛生管理手段が導入され、実証あるいは普及に供されている。これらには、LIXILグループのSATOトイレやそれを販売する店舗（Duka Safi）、引き抜きを容易にするContainer-Based Toilets (CBTs) やUrine-Diversion Dry Toilets (UDDTs)などを含む。今後衛生サービスがケニア側に移管された場合、トゥルカナ郡政府やカクマ市として一般的なピット・ラトリンと比較して、どの方式がどの点において優れ、どの点にお

⁵ 提案事項1：技術提案書では現地再委託の実施体制、再委託先選定方針、調査項目、品質管理方法及び成果確認方法を提案すること。

いて課題があるかを、衛生・安全性、経済性、文化的親和性、汚泥引き抜きへの対応可能性等の観点から比較検証することが重要である。

この観点から本調査においては、上記再委託調査に既存のさまざまな衛生管理手段を一定の評価基準において比較検証し、今後の地方政府による普及モデル選定に当たっての参考資料を提供することを目指す⁶。また、民間連携の可能性及び衛生サービスの持続性を検討する観点から、LIXIL との意見交換を通じて、難民受入地域における衛生ビジネス展開上の課題及び改善方策を整理し、JICA 及び関係企業への示唆を取りまとめる。

第4条 調査の内容

本業務において受注者が実施する内容は、以下のとおりである。

第一回準備作業

(1) 既存報告書の確認及び情報整理

関連資料の分析・検討・情報整理を行い、調査全体方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理する。

(2) LIXILとの情報共有及び意見交換

LIXIL及び関係者との意見交換を適宜実施し、SATO事業を含む衛生分野の民間連携の現状及び課題を把握する。また、調査の進捗及び主要な調査結果について定期的に情報共有を行い、民間企業の観点からの意見・示唆を収集する。

(3) 現地再委託を行うための準備

現地再委託調査を行うための準備（指示書案の作成準備、候補となる現地コンサルタントとの連絡調整等）を行う。

(4) 業務実施計画及びインセプション・レポートの作成

業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート（英文）、質問票等、現地調査開始に必要な資料を作成する。

第一回現地調査

(5) 調査方針の関係者説明

ケニア政府（中央：DRS、地方：トゥルカナ郡政府、トゥルカナ西準郡、カクマ市を含む）、UNHCR、UNICEF、世銀、PWJその他関連機関・団体を訪問し、調査方針の説明、対象地域の衛生状況、衛生セクターへの進行中・準備中の事業に関する情報収集を行う。

(6) 対象地域における衛生状況と衛生サービスにかかる状況の確認⁷

対象地域の以下の内容について調査を行い、現地の衛生・衛生サービスの現状と課題を把握する。係る調査は、下記（7）で再委託契約を締結するローカルコンサルタントを活用し、第二回現地調査期間にかけて情報収集・整理・分析を行う。

1) 衛生・人口基礎調査

難民人口・ホストコミュニティ人口・世帯数、所得状況・貧困率、水供給状況、土地利

⁶ 提案事項3:技術提案書ではSATOTイレ、CBT、UDDT、改良型ピット・ラトリン等を比較する評価指標及び評価フレームワークを提案すること。

⁷ 提案事項2:技術提案書にて難民・ホストコミュニティ双方を対象とした衛生実態調査及び社会調査の手法を提案すること

用、商業施設・学校・病院・保健所等公共施設の所在状況、難民とホストコミュニティ双方の居住用敷地利用状況、地下水位、洪水リスク、OD率等を文献調査し、概要を把握する。また、現地調査により主要な衛生施設及びFSM関連施設のGPS作業情報を活用して衛生サービスの空間分布、サービス空白地域等について分析を行う⁸。

2) 衛生サービスの関連法制度、サービス提供組織・人員、運営・維持管理体制・予算状況、料金体系

3) トイレ・貯留施設調査 (Containment)

ピット・ラトリン、改良型ピット、セプティックタンク等の設置・利用状況、それら施設の設計容量、構造、浸透型か密閉型か、汚泥蓄積状況、建設年数等について調査し、概要を把握する。改良型ピットについてはそれぞれの形式の特徴を整理する。LIXIL が展開するSATO トイレについては、他の改良型衛生技術との比較評価を行い、難民影響地域における適用可能性、制約条件及び普及に向けた課題を整理する。また、LIXIL 及び関係機関へのヒアリングを実施し、SATO トイレの導入実績、利用状況、維持管理上の課題、利用者の受容性について情報収集を行う。⁹

4) 引き抜き・収集サービス調査 (Emptying/Transports)

バキュームカー業者、手作業汲み取り業者、自治体清掃部門等を対象に、保有車両数、稼働率、汲み取り料金、年間実績、業者数、許認可制度並びに処理施設までの運搬状況について調査し、概要を把握する。

5) 処理施設調査 (Treatment)

既存の分散型処理施設を対象に、設計能力、実処理量、稼働率、故障状況、再生生産物の品質・販売状況、O&M体制等を調査し、概要を把握する。

6) サービス移管の実施状況

現在人道支援機関が担っている機能、郡政府・カクマ市・KALWASCOへの移管状況とその能力、料金・財政負担状況等を調査し、概要を把握する。

(7) 現地再委託調査の調達及び発注

現地再委託調査の業務内容を検討し、現地再委託先を調達し、現地再委託先との間で詳細業務工程について合意する。(現地委託先との詳細業務工程合意については、契約締結後に行うため、調達進捗に応じて第二回準備作業期間中に行うこととする)

現地再委託業務には、①上記(6)1)～6)に関する詳細調査(含むカクマ市内カロビエイおよび農村部)、②共用型トイレ・貯留施設(含む学校・病院等付属施設)、商業施設の現況把握(空間的位置、タイプ、スタンス数、ジェンダー別の利用状況、上部構造の比較検証)③トイレ建設候補地に係る土地利用状況及び空間開発計画との整合性確認、④衛生施設及びFSM関連施設のマッピングを含むこととするが、本調査開始後、上記(5)を含む現地での協議・情報収集を踏まえてその内容を確定する。

第二回準備作業

(8) 解析及び第二回現地調査準備の実施

現地再委託調査の中間結果を踏まえ、対象地域のShit Flow Diagramの見直し、10年後

⁸ 提案事項4:本調査では、衛生施設及びFSM関連施設に係る位置情報を活用し、衛生サービス空白地域及び将来的な施設整備候補地の分析を行う。位置情報の収集は現地調査の一環として実施されることを想定するが、本提案事項では、受注者が有する空間分析に係る知見を踏まえ、GPSデータの品質管理方法、分析手法及び優先整備事業の検討への活用方針について具体的に提案すること

⁹ 提案事項2:技術提案書で提案する事:難民及びホストコミュニティ双方を対象とした調査方法、サンプリング方法、定量・定性調査の組み合わせ及びジェンダー配慮

である2037年を目標年次とした汚水・汚泥の将来需要予測、将来構想（含む移管戦略）、施設整備方針、運営維持管理体制、優先整備事業の特定（概算コストを含む）を行う。あわせて改良型ピットの比較検証結果を整理し、それぞれの課題を明らかにする。

現地再委託調査にて収集中の情報がある場合は、遠隔にて再委託調査をモニタリングし、必要に応じ調査内容や調査方法を見直し、第二回現地調査の調査方針を整理する。なお、本期間においても現地再委託調査は継続して実施されることを想定し、受注者は遠隔で調査進捗及び品質管理を行う。DfRは入手済みデータに基づき取りまとめるものとし、第二回現地調査で追加確認を行った内容を反映し更新する。

（９） ドラフト・ファイナル・レポートの作成

中間調査の結果についてJICA への説明・協議を踏まえた上で、ドラフト・ファイナル・レポートにまとめる。

第二回現地調査

（１０） 対象地域における衛生状況と衛生サービスにかかる状況の確認（継続）

再委託契約先との調査を継続し、必要な情報を取りまとめ解析を継続する。追加情報及び解析の結果はドラフト・ファイナル・レポートに適宜反映する。

（１１） ドラフト・ファイナル・レポートの説明

ケニア政府、UNHCR、UNICEF、世銀、PWJその他関連機関・団体を訪問し、調査結果の説明と今後の方針についてJICAによる協議の支援を行う。また、LIXILとの意見交換を実施し、調査結果を共有するとともに、今後の衛生サービス展開及び民間連携の可能性について協議を行う。

整理作業

（１２） ファイナル・レポートの作成

調査結果についてJICA への説明・協議を踏まえた上で、ファイナル・レポートにまとめる。

第5条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各段階の報告書は、JICAガバナンス・平和構築部及びケニア事務所へ提出すること。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

（１） 報告書等

1) インセプション・レポート（IC/R）

提出時期： 2026年11月中旬（英文、和文／電子データ）

2) 再委託契約の成果品

再委託契約により実施した調査等の成果品を発注者へ提出する。

成果品は以下の通りとする。

- ・カクマ市及び周辺地域衛生サービス実態調査報告書（英文）
- ・GPSマッピングデータ一式（位置情報一覧及び施設台帳を含む）

提出時期： 2027年1月下旬（再委託先により英文もしくは和文／電子データ）

3) LIXIL向け説明資料（非公開）

LIXILとの意見交換及び調査結果を踏まえ、難民受入れ地域における衛生ビジネス展開上の課題、事業実施上の留意点及び今後の展開可能性に関する提言を取りまとめた説明資

料を作成し、発注者へ提出する。

提出時期：2027年1月下旬（和文／電子データ）

4) ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）：

提出時期：2027年1月下旬（英文、和文／電子データ）

5) ファイナル・レポート（F/R）

提出時期： 契約履行期間の末日まで（英文、和文／電子データ）

※ なお、プレゼンテーションを実施した際は、その資料（パワーポイント等）を含むものとする。報告書等の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドラインを参照すること。ファイナル・レポートの目次案は別紙 1 の通り。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議・確認する。

（2） その他の提出物

1) 議事録等

先方政府や関連団体との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかに発注者に提出する。JICA ケニア事務所におけるミーティングについても同様とする。

2) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものには、情報源として使用した URL を記載する。

3) その他

その他上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1：ファイナル・レポートの目次案

ファイナル・レポートの目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、業務計画書作成時の発注者との協議、および現地調査の進捗に基づき、最終確定するものとする。

概要 (Executive Summary)**第1章 調査の概要**

- ・ 調査の背景・目的
- ・ 調査対象地域
- ・ 調査方法・実施体制

第2章 対象地域の概況

- ・ 社会・経済・人口概況
- ・ 衛生分野の政策・制度
- ・ 関係機関の役割

第3章 衛生サービスの現状

- ・ 衛生施設・利用状況
- ・ 衛生施設及びFSM施設のGPSマッピング結果
- ・ FSMサービスチェーン（貯留・引抜き・運搬・処理）
- ・ Shit Flow Diagram
- ・ 運営・維持管理体制
- ・ 他ドナー支援の状況

第4章 衛生サービスの課題分析

- ・ 難民・ホストコミュニティ間の格差
- ・ サービスチェーン上の課題
- ・ 衛生施設に関する課題
- ・ 制度・組織・財政上の課題
- ・ データ・情報の課題

第5章 将来需要予測と衛生サービスの方向性

- ・ 人口・汚泥発生量の将来予測
- ・ 将来の衛生サービス提供体制と段階的移管戦略
- ・ サービス移管後の運営体制、財政・料金負担のあり方
- ・ 関係機関の能力強化

第6章 衛生管理技術の比較評価

- ・ 既存衛生施設・改良型トイレの比較評価
- ・ 普及可能な衛生モデルの提案
- ・ SATOトイレを含む主要技術の適用可能性評価
- ・ LIXILを含む民間企業連携促進に向けた示唆

第7章 優先整備事業の提案

- ・ 優先事業の抽出
- ・ 概略計画・概算事業費
- ・ 実施スケジュール

第8章 JICAへの提言

- ・ 今後の協力の方向性
- ・ 技術協力・無償資金協力等への提案

付属資料

- LIXIL/SATO事業に係る分析結果（公開版）

別添（非公開）

- LIXIL向け提言メモ

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	現地再委託を活用した調査実施体制及び品質管理方法 ¹⁰	第3条 調査実施の留意事項 (6) 現地再委託の有効活用
2	難民・ホストコミュニティ双方を対象とした衛生実態調査及び社会調査の手法 ¹¹	第3条 調査実施の留意事項 (3) 難民・ホストコミュニティ間格差への配慮 第4条 調査の内容 (6) 対象地域における衛生状況と衛生サービスにかかる状況の確認
3	改良型トイレ・衛生技術の比較評価手法及び評価指標 ¹²	第3条 調査実施の留意事項 (7) 様々な衛生管理手段の比較検証
4	GPS マッピングを活用した衛生サービス実態把握手法	第4条 調査の内容 (6) 対象地域における衛生状況と衛生サービスに係る状況の確認 (7) 現地再委託調査の調達及び発注

¹⁰ カクマ市では安全上の制約の他、広範囲の現地調査を再委託するため、効率性だけでなくデータの信頼性を担保する実施体制が重要となる。再委託先の活用方針、選定基準、再委託業務の範囲・調査項目、品質管理方法、成果物確認プロセスなどについて具体的な提案を期待する。

¹¹ 既存データが難民キャンプ側に偏っている中で、ホストコミュニティの実情を適切に把握する調査アプローチを期待。また、衛生サービス利用行動や野外排泄への回帰要因なども把握できる社会調査手法の提案として、サンプリング方法、ホストコミュニティ側データの取得方法、ジェンダーや脆弱層への配慮、定量・定性調査の組み合わせなどの提案を期待する。

¹² SATOトイレ、CBT、UDDT、改良型ピット・ラトリン等について、衛生安全性、ライフサイクルコスト、文化的受容性、維持管理容易性、FSMとの親和性、難民・ホスト双方への適用可能性といった観点から、客観的に比較できる手法として、比較評価フレームワーク、評価指標設定、利用者受容性の評価方法、政府による普及モデル先手への活用方法等の観点から提案を求める

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 3.70人月

(現地渡航回数：延べ4回)

業務従事者構成の検討に当たっては、汚水・汚泥管理（FSM）、WASH分野の専門性を持つ従事者を含めること。また、GPSマッピング又は空間データ分析に関する実務経験を有する、または再委託先に含めることが望ましい。加えて、民間連携あるいは難民及びホストコミュニティを対象とした開発協力の経験を有する事が望ましい。

なお、本調査業務においては、再委託調査を主たる情報収集手段として活用する。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙3 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：アフリカ地域もしくは難民影響地域

2) 語学能力：英語

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 汚水・汚泥処理現地実態調査、

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

①「難民支援・人道と開発と平和のネクサス推進アドバイザー」業務完了報告書

②「ケニア国カクマ・カロビエイ周辺地域の給配水システムに係る情報収集・確認調査」報告書

③World Bank, WASH Data Inventory and Gap Analysis Report – Kakuma/Kalobeyei Settlement”

④Developing market-based approaches and business models for hand hygiene, menstrual hygiene management, and sanitation in population-dense settlements in Kenya: Garissa, and Turkana Counties(UNICEF 2025)

⑤ Enhancing the Capacity of Refugee Host Communities for Climate Resilience and Livelihood Improvement 2024/2025

2) 公開資料

- アフリカ地域汚水・汚泥管理及び都市衛生環境に関する情報収集・確認調査 ファイナル・レポート(JICA,2022)

https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_400_1236455_0.html

- KALOBEYEI INTEGRATED SOCIO-ECONOMIC DEVELOPMENT PLAN IN TURKANA WEST PHASEII (2023–2027)

<https://www.unhcr.org/ke/sites/ke/files/legacy-pdf/KISEDPII-Final-Publication-7-March-2023.pdf>

- カクマ・カロビエイ空間プロフィール(UN-Habitat, 2021)

https://unhabitat.org/sites/default/files/2021/06/210618_kakuma_kalobeyei_profile_single_page.pdf

- WASH Matters: Assessing Sanitation and Hygiene in Critical Facilities in host and refugee communities in Turkana and Garissa(UNICEF, 2024)
<https://www.washinhcf.org/wp-content/uploads/2025/WASH-Assessment-Report-Garissa-and-Turkana-with-unicef-Final PM.pdf>
- 広報記事「JICAとLIXILグループが連携協力覚書を締結 開発途上国の衛生環境改善に向けた協働体制を強化」
https://www.jica.go.jp/information/press/2026/20250608_11.html

(6) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語語⇔日本語） 渡航国で使用する言語は英語です。	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(7) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。JICA 安全対策措置に従い、カクマタウン（市街地）以外への立ち入りについては、武装警官によるエスコート、移動時間の制限、宿泊場所の制限などを遵守してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うと

ともに、受注者は現地業務の安全確保のための関係諸機関（難民支援局カクマ事務所、地元警察、トゥルカナ郡政府、国際連合安全保安局（UNDSS）等）に対する協力依頼及び調整作業を、JICA ケニア事務所の協力のもと、主体的に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

1）類似業務の経験

類似業務：汚水・汚泥管理（FSM）、WASH 分野、民間連携

2）業務実施上のバックアップ体制等

（2）業務の実施方針等

1）業務実施の基本方針

2）業務実施の方法

1）及び2）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3）作業計画

上記1）、2）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4－3の「要員計画」は不要です。なお、様式4－4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（2）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・ 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

本案件は定額計上があります (15,975,000円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	汚水・汚泥管理調査に係る経費	「第 3 章 技術提案書作成要領 1. 技	13,000,000 円	汚水・汚泥処理 現地実態調査	現地再委託費

		術提案書作成 に 係 る 要 件 (4) 現地再 委託」			
2	安全対策経費		2,975,000 円	カクマ市及び 周辺地域にお ける警察エス コート並びに エスコート車 両経費	一般業務費 (特殊傭人 費、車両関連 費)

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙3:技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2